q　「新株予約権証券の引受け」については、⑾に準じて記載すること。ただし、法第２条第６項第３号に掲げる方法による新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下ｑにおいて同じ。）の引受けの場合は、次の(a)から(f)までに定めるところにより記載すること。	q　［同左］
［(a)～(d)　略］	［(a)～(d)　同左］
(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 ⅰ　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 ⅱ　当該新株予約権証券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 ⅲ　ⅱの金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	(e)　この届出書に係る新株予約権証券の募集について、当該新株予約権証券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該新株予約権証券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
(f)　［略］	(f)　［同左］
［⒀・⒁　略］	［⒀・⒁　同左］
⒂　社債の引受け及び社債管理の委託	⒂　［同左］
［ａ～ｇ　略］	［ａ～ｇ　同左］
ｈ　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨及び次に掲げる事項を注記すること。 (a)　提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容 (b)　当該社債券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容 (c)　(b)の金融商品取引業者の関与に関する事項その他の事項であって、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの	ｈ　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社を親法人等又は子法人等とする金融商品取引業者を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。
［⒃～⒅　略］	［⒃～⒅　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和六年八月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

２　第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式、第二号の四様式及び第二号の五様式は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集（金融商品取引法第四条第一項に規定する有価証券の募集をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集については、なお従前の例による。